

みんなが安心して快適な暮らし  
ができるような社会。  
みんなの願いだよね。  
すべての人が自分の考えで  
自由に行動できること。  
すべての人がいろいろな活動に  
参加できること。  
すべての人が思いやりの心をもって  
自分から行動すること。  
それがユニバーサルデザイン。  
これを全世界に広めて、  
将来に引き継いでいく…  
思いやりの心が結ぶやさしいまち。  
そんなまちの実現のために、  
この条例をつくりました。



# 浜松市 ユニバーサルデザイン条例

をわかりやすく説明するパンフレット

Universal  
Design



## みんなが思いやりの心をもつこと、みんなができるることをやってみること。



ユニバーサルデザインを進めるために…

すべての人がお互いの立場を理解し、尊重することが大切です。みんなが思いやりの心を持てば、すべての人が暮らしやすいまちに変わっていくはずです。  
みんなのできることから始めてみましょう。

### 第 1 条 もく　てき 目的

この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会を築くことを目的とする。



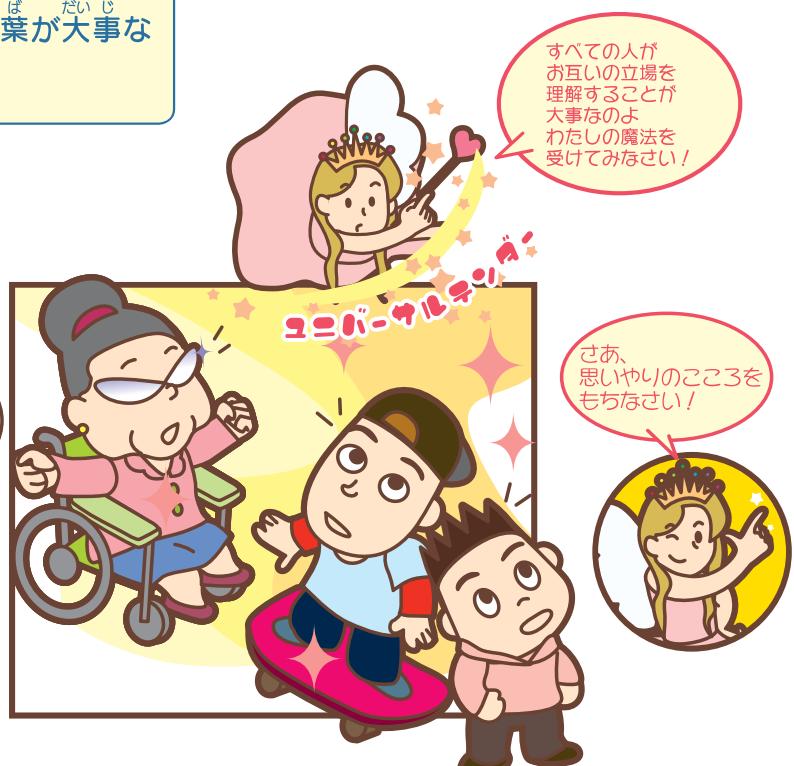
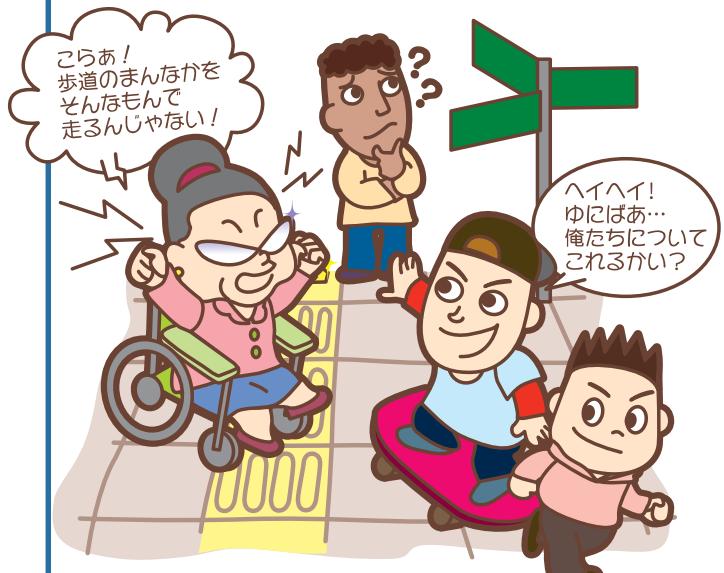
「市民」、「事業者」、「市」の3者が同じ考え方を持って、それぞれの役割を自覚することが大切ね。  
この条例は、その役割を明らかにしているのよ。

### 第 2 条 てい　ぎ 定義

この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方をいう。



「ユニバーサルデザイン」という言葉が大事なキーワードよ。しっかりと覚えてね。



### 第3条 基本理念

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民、事業者及び市が協働して、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を図ることを基本理念として推進されなければなりません。



一人ひとりがお互いの立場を理解し合うことが重要な。人それぞれ、要求やかかえている問題は違うのよ。「市民」、「事業者」、「市」がそれぞれの立場で、問題をいっしょに考え、いっしょに解決していくことがユニバーサルデザインを進めていくために大切なことね。

全国に先駆けて、  
ユニバーサルデザイン条例  
ここが  
ポイント！

全国で初めて浜松市がユニバーサルデザインを条例化しました。  
浜松市はユニバーサルデザインを積極的に進めている都市です。みなさんもその一員として、ユニバーサルデザインのことを考えてみましょう。



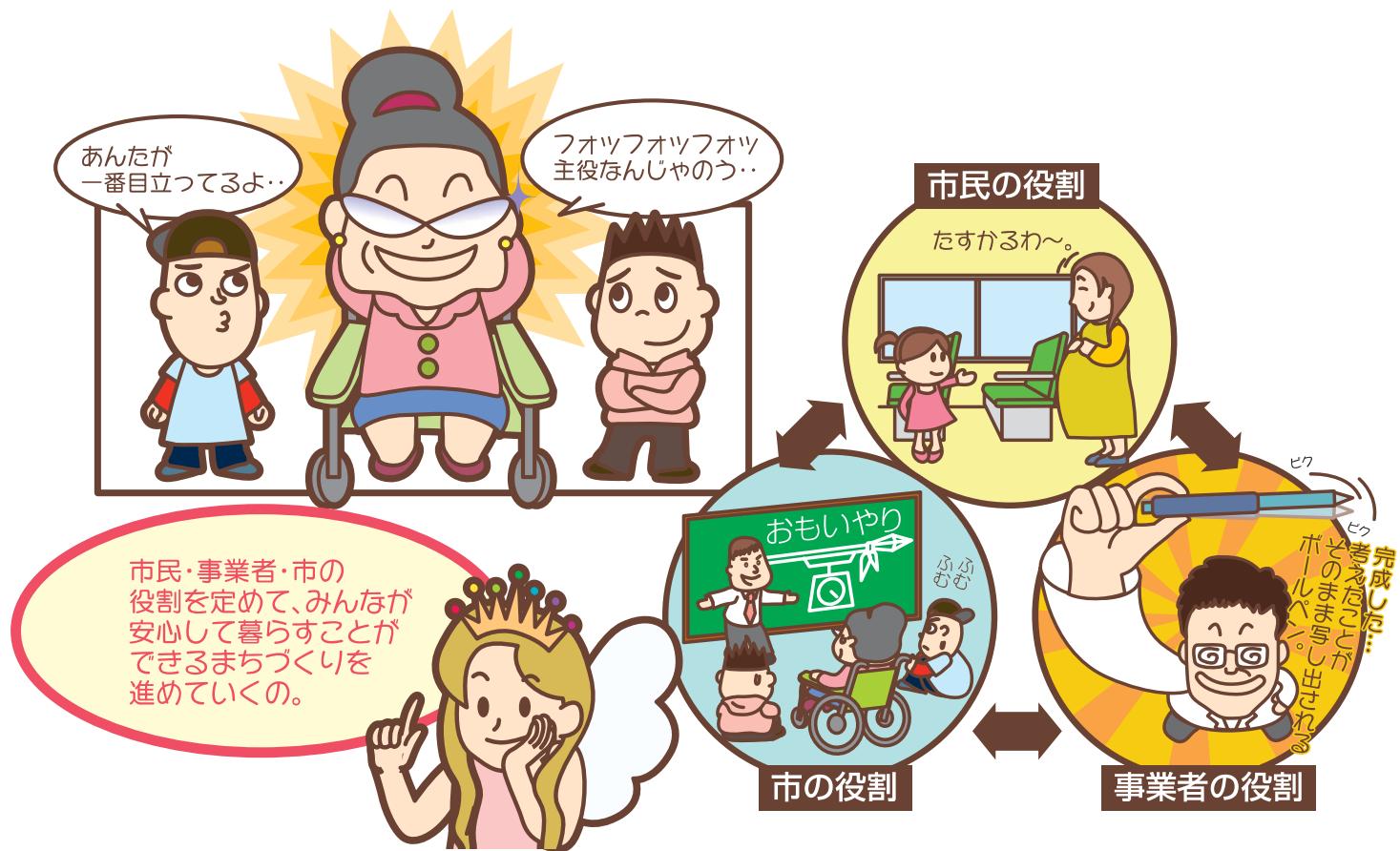
## みんなの役割って?

### 第 4 条 市民の役割

- 市民は、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を發揮し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。
- 市民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安心、安全で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。
- 市民は、事業者及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。



この条例では、「役割」という言葉を使っているわ。決して、やらなければならない「義務」があるわけではないのよね。一人ひとりが、自然と、そして自分から「役割」を行う、やさしいまちになってほしいわ。市民のみなさんが主役なの。市民のみなさんの役割としては、一人ひとりが思いやりの心を持って行動すること、ユニバーサルデザインによるまちづくりに協力することね。



## 第5条 事業者の役割

- 事業者は、地域社会を支える一員として、ユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。
- 事業者は、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めるものとする。
- 事業者は、市民及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。



施設づくり、ものづくりなどで、誰もが使いやすいように工夫することや、誰もが働きやすいような会社や工場にすることなどが、事業者のみなさんの役割ね。

## 第6条 市の役割

- 市は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを、市民及び事業者との協働により推進するものとする。
- 市は、施策の推進に当たって必要な予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。



市(行政)は、ユニバーサルデザインを具体的に進めるため、市民のみなさんや事業者のみなさんのご意見をききながら、事業を決めたり、必要なお金を用意するのね。

